

務所の所在については3週間以内)に登記しなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会(総代会)の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

③ 事業の変更

行政庁からの認可書到達日から2週間以内(従たる事務所の所在については3週間以内)に登記しなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会(総代会)の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 監事の証明書
- iii) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

⑤ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合(同一登記所の管轄区域内で移転もしくは、他の登記所の管轄区域内に移転した場合の旧所在地における登記)

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会(総代会)の議事録(定款に主たる事務所の所在地として最小行政区画名のみ記載してある場合において、その区域内で移転した場合は定款変更を要しない。)
- iii) 定款変更認可書(定款を変更した場合)
- iv) 事務所移転に関する理事会の議事録
- v) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

登記申請書提出先

〒990-0041
山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
山形地方法務局 TEL.023-625-1321(代表)

提出書類の各様式は、本会ホームページ
(<https://www.chuokai-yamagata.or.jp/>)へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID(ユーザー名)及びパスワードは、会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明な場合は本会までお問い合わせ下さい。

組合運営

Q & A

質問内容



出資証券紛失の際の取扱について

協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続きをしたらよいか。

回答内容



出資証券は、市場性を有する証券ではないから、一般の有価証券と同様に取扱う必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱と同様組合員より紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えない。したがって、公示催告の手続きは要しない。